

## 第10章 PFI 導入可能性調査

### 1. 事業費の検討

建設工事費及び維持管理運営費について、市・県の負担額をそれぞれ算定した。ただし、以下は参考値に過ぎないため、以下以外の費用（設計費、SPC 関連費用、金利等）を含め、負担割合は市県が協議のうえ定めることが望ましい。

#### （1）施設整備費の検討

プロ野球一軍公式戦が開催可能な野球場施工実績を有する建設事業者2社から提出された参考見積額を元に算定を行った。本事業は市県共同整備を前提に検討を進めているが、市単独整備の場合と併せてPSC・LCC双方を検討する。

算出結果をまとめると以下のとおりとなる。

##### 1) PSC の算定

（単位：千円・税抜）

|         | 1万人規模     | 2万人規模     |
|---------|-----------|-----------|
| 建設工事費合計 | 6,299,125 | 9,505,269 |

（野球場、屋内練習場、駐車場、園地、多目的広場、その他）

##### 2) LCC の算定

（単位：千円・税抜）

|         | 1万人規模     | 2万人規模     |
|---------|-----------|-----------|
| 建設工事費合計 | 5,543,211 | 8,336,540 |

（野球場、屋内練習場、駐車場、園地、多目的広場、その他）

## (2) 運営維持管理費の検討

維持管理企業2社、運営企業3社から提出された参考見積額を元に算定を行った。本事業は市県共同整備を前提に検討を進めているが、市単独整備の場合と併せてPSC・LCC双方を検討する。

算出結果をまとめると以下のとおりとなる。

### 1) PSC の算定

(単位：千円・税抜)

|    |            | 1万人規模   | 2万人規模   |
|----|------------|---------|---------|
| 支出 | 運営費、維持管理費  | 122,937 | 130,959 |
| 収入 | 野球場、屋内練習場等 | 8,827   | 17,694  |

### 2) LCC の算定

(単位：千円・税抜)

|    |            | 1万人規模  | 2万人規模   |
|----|------------|--------|---------|
| 支出 | 運営費、維持管理費  | 96,735 | 103,000 |
| 収入 | 野球場、屋内練習場等 | 8,827  | 17,694  |

### (1) これまでの調査結果のまとめ

### 1) 事業スキームの成立可能性

なお、利用料金単価の設定に係る詳細な検討は、今後実施する予定だが、利用団体等の意向を踏まえると、公益性が高い施設利用が望まれており、既存の施設以上の利用料金水準とすることについては、慎重に判断する必要がある。

盛岡市

事業契約 (施設整備)

事業契約 (運営等)

サービス対価

公共施設等運営権 実施契約 (運営)

運営権対価

事業者 (SPC)

野球場等

運営業務

維持管理業務

屋内練習場

維持管理業務

SPC運営管理業務

屋内練習場

運営業務

民間事業者に対する各種意向聴取の結果によると、民間事業者は、公共施設等運営事業の導入を必ずしも否定的に捉えてはいないものの、意欲的に捉えていないことが明らかとなっている。理由としては、収入が増加する、あるいは費用が削減されることにより事業採算が向上するなど、民間事業者にとっての明らかなメリットがないことが挙げられる。また、公共施設等運営事業は、文教施設においては、導入実績が少ないため、民間事業者からリスクが見通しにくいと判断された場合、リスク対応費が積まれるなどして、VFM が下がることも懸念される。

### 3) 自治体職員の負担

地方自治体の文教施設において、本事業で想定するコンセッションスキームと類似のスキームを導入した施設はない。従って、市の職員目線においては、ベンチマークとすべき施設がないため、指定管理者制度と比較し、事務等の負担が増大する可能性が高い。

### (2) コンセッションの導入可否

本事業は、岩手県と共同にて実施することが想定されており、そのため新たに整備される球場においては、岩手県営野球場の機能を引き継ぐ必要があるため、一定の公益性が求められる施設となる。このような、地方都市の野球場整備という公益性の高い本事業の性質を鑑みると、(1) 1) のとおり公共施設等運営事業が成立しない可能性が高く、成立した場合においても(1) 2) 及び(1) 3) のとおり導入のメリットが見出せないため、従来通りの指定管理者制度の導入が望ましいと考える。

### 3. 事業性の評価

#### (1) VFM とは

VFM (Value for Money) とは、PFI 事業における最も重要な概念の一つで、支払 (Money) に対して最も価値の高いサービス (Value) を供給するという概念のことをいう。以下の図に示す式により算出される。

図表 VFM の算出式

$$VFM = \frac{PSC - LCC}{PSC}$$

**PSC (Public Sector Comparator)**

公共が自ら実施する場合 (従来型発注) の事業期間全体を通じた公共財政負担の見込み額のこと。

**LCC (Life Cycle Cost)**

プロジェクトにおいて、計画から維持管理・運営業務を含めた事業終了までの事業全体にわたり必要なコストのこと。本業務においては特に、“PFI-LCC”として民間事業者が主体となり運営した場合のコストを指す。

VFM の評価は、PSC と PFI-LCC との比較により行う。この場合、PFI-LCC が PSC を下回れば PFI 事業を実施した場合 VFM が発生し、上回れば VFM が発生しないことになる。公共サービス水準を同一に設定する場合、PSC と PFI-LCC が等しくても、PFI 事業において公共サービス水準の向上が期待できるときは、PFI 事業側に VFM があるといえる。

VFM は PFI の基本的な考え方の一つであり、PFI 事業の実施可否を判断する重要指標として PFI 法にもその算定・評価が義務付けられている。

## （２）割引率の考え方および設定

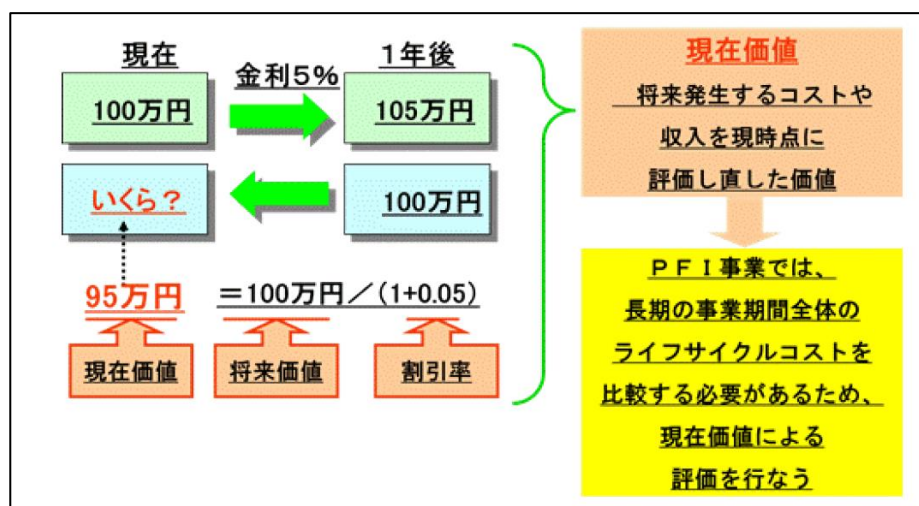
### １）割引率とは

VFM の算定にあたっては、PSC と PFI-LCC を現在価値に換算して比較することとなる。現在価値とは、「将来発生するコストや収入を現時点の価値に評価しなおした額」のことで、割引率とはこの現在価値に換算する際のレートをいう。

例えば、現在手元にある 100 万円を年 5% の利回りで運用すれば 1 年後には 105 万円、2 年後には 110.25 万円となる。これは、年利回り 5% の環境下で、1 年後の 105 万円や 2 年後の 110.25 万円を現在価値に換算すると、100 万円になることを意味する。

このように、現在価値は、時間の経過とともに変動する金銭の価値を同一の物差しで計測するために用いられる。PFI 事業においても、長期の事業期間にわたる総費用を現在価値に割り引いて算出することにより、各年度の総費用の単純合計に比べてより適切に公共の正味の財政負担を把握し、比較することが可能となる。

図表 現在価値の概念（参考）



### ２）割引率の設定

内閣府の VFM ガイドラインでは、リスクフリーレートを用いる方法等が推奨されており、リスクフリーレートとしては長期国債利回りなどが参照されている。今回の検討においては、近年の長期国債利回りの推移を参考に、割引率 1.97% を用いる。

平成 14 年度（2002 年度）～平成 28 年度（2016 年度）平均

|   |                    |        |       |
|---|--------------------|--------|-------|
| ① | 15 年国債利回り（名目値）     | 1.38%  |       |
| ② | GDP 年度デフレーター（前年度比） | -0.59% |       |
| ③ | 15 年国債利回り（実質値）     | 1.97%  | （①－②） |

### 3) VFM を評価対象モデルの設定

既往の事業モデルの整理を踏まえ、下記の従来方式において要する費用をPSCとする。対応するPFI-LCCはPFI事業（BTO方式）とする。両事業とも供用開始は平成35年4月とおく。

| モデル名    | 方式              | 設計 | 施工 | 運営維持管理 |
|---------|-----------------|----|----|--------|
| PSC     | 公設公営（一部指定管理者制度） | 1年 | 2年 | 15年    |
| PFI-LCC | PFI(BTO方式)・分割払い | 1年 | 2年 | 15年    |

※両事業とも、経常修繕を含み、大規模修繕を除く。

## 4. 事業費の比較

### (1) PFI 導入の効果の整理

#### 1) PFI 導入の効果の整理

本事業においてPFIを導入することによる効果について、参考見積、民間事業者へのヒアリング等から、以下の通り整理される。

|              | PSC            | PFI-LCC                   |
|--------------|----------------|---------------------------|
| 初期投資（施設整備費等） | 既往事例に基づき算出した金額 | 民間事業者ヒアリング・参考見積に基づき算出した金額 |
| 運営・維持管理費     | 既往事例に基づき算出した金額 | 民間事業者ヒアリング・参考見積に基づき算出した金額 |
| 利用料金収入       | 既往事例に基づき算出した金額 | PSCと同一                    |

### (2) 前提条件の設定

事業シミュレーションの実施に際し設定する条件を下記の通り定めた。

#### 1) 資金調達

PSCの場合は、補助金の適用を見込まない一方、地方債（建設事業債）を充当することを想定し、「平成29年度地方債充当率」（平成29年総務省告示第141号）より、充当率は75%（一般単独事業・一般）とする。盛岡市の類例実績より、償還期間は10年、年利率は0.24%とする。残りは一般財源で賄うものとする。

PFI-LCCの場合は、施設整備期間中は建中金利、供用開始後は金融機関よりプロジェクトファイナンスを受ける。

建中金利は、2017 年 7 月 11 日時点の日銀短期プライムレート最頻値である 1.475% を使用した。

供用開始後の金利は、平成 29 年 6 月 30 日午前 10 時における東京スワップ・レファレンス・レートのテレレート 17143 ページに表示される 6 ヶ月 LIBOR ベース 15 年もの円－円スワップレートを基準に優先借入、劣後借入についてそれぞれスプレッドを見込み利率を設定した。

## 2) 法人税

PSC の場合は、法人税率は発生しない。PFI-LCC の場合、SPC を設立することからの法人実効税率は以下の通りとなる。

|             | PSC(従来方式) | PFI-LCC | 備考                    |
|-------------|-----------|---------|-----------------------|
| 実効税率        | —         | 33.16%  |                       |
| 法人税率        | —         | 23.20%  |                       |
| 県民税         | —         | 3.20%   | 軽減税率適用法人              |
| 市町村民税       | —         | 12.10%  |                       |
| 法人事業税率      | —         | 6.70%   | 不均一課税、軽減税率適用法人        |
| 地方法人特別税（国税） | —         | 43.20%  | 基準法人所得割額の率分（実質 2.89%） |

## 3) 消費税等

消費税率は 8% とする。

## 4) 指定管理料

指定管理費用は、運営・維持管理費用に要する支出と収入の差額とする。PFI 事業においては参考見積を基に支出に対するコスト削減効果を見込んだ。なお、収入見込額は、現状の県営球場が既に稼働率が高く、利用料金単価の向上も見込みにくいことから、従来型と PFI において変化はないものとした。

図表 維持管理費用の算出（千円／年・税抜）

|                    | PSC(従来方式) | PFI-LCC | 備考              |
|--------------------|-----------|---------|-----------------|
| ①支出<br>（維持管理・運営費用） | 130,960   | 103,000 | SPC に関する費用は含まない |
| ②収入                | 17,695    | 17,695  |                 |
| ③指定管理料<br>（①－②）    | 113,265   | 85,305  |                 |



#### 5) 直営事業管理 (PSC)

PSC の場合は、施設整備期間中、発注等に必要な市職員の人件費を見込む必要がある。  
盛岡市の平均給与実績よりこの費用を下記の通り算定した。

(消費税等除く)

|        | 直営施工管理費用   | 備考        |
|--------|------------|-----------|
| 所要人員   | 6 人        | 事例想定による   |
| 平均給与   | 6,159 千円／年 | 盛岡市平均給与単価 |
| 法定福利費  | 924 千円／年   | 給与の 15%   |
| 施設整備期間 | 3 年        |           |
| 合計     | 127,494 千円 |           |

#### 6) アドバイザリー費用・SPC 関連費用 (PFI-LCC)

PFI を導入する場合、公共側による発注支援業務 (アドバイザリー) 費用および SPC の設立、運営に必要な費用が発生する。対象の費目および費用について下記の通り設定した。

| 費目        | 発生時期            | 費用          | 備考                        |
|-----------|-----------------|-------------|---------------------------|
| アドバイザリー費用 | 施設整備期間中         | 60,534 千円   | 庁内積算による<br>(消費税等含む)       |
| SPC 設立費用  | 設立時             | 106,430 千円  | 既往事例等を参考に当社算出<br>(消費税等除く) |
| SPC 資本金   | 設立時             | 50,000 千円   | 既往事例等を参考に当社算出             |
| SPC 運営費用  | 事業期間中 (整備・運営期間) | 20,500 千円／年 | 既往事例等を参考に当社算出<br>(消費税等除く) |

## 5. VFM の算出

### (1) 事業費用の導出

2. までの前提条件と、これまでの検討で得られた施設整備費、運営維持管理費を基に、事業に必要な費用を従来型発注、PFI 方式それぞれにおいて算出した。

#### 1) 初期投資額

初期投資額について、PFI (BTO) は SPC 組成費用等が嵩むものの、従来型と比べ民間ノウハウ活用により施設整備費の減少が見込めるため、低目に算出される。

初期投資額（竣工までに要する費用）（単位：千円／一部消費税等除く）

|         | 従来型          | PFI (BTO)   | 備考 |
|---------|--------------|-------------|----|
| 初期投資額 計 | 10, 151, 301 | 9, 084, 410 |    |

（設計費、建設工事費、工事監理費、備品費、直営事業管理費、公債費（利息）、建中金利、SPC 開業費、SPC 運営費、アドバイザー費用、その他の費用）

#### 2) 維持管理運営費用

維持管理運営費用については、民間ノウハウ活用により指定管理料の減少が見込めるものの、SPC 費用および金利負担が発生する分 PFI 方式の方が増加する。なお、公債の償還期間は 10 年のため、特に従来方式の場合は実際には均等に支払いが発生しないことに留意する必要がある。PFI 事業の場合は 15 年にわたる割賦払いのため、割引率の効果がより見込めることになる。

維持管理・運営費用（15 年間合計）（単位：千円／一部消費税等除く）

|             | 従来型         | PFI (BTO)   | 備考                              |
|-------------|-------------|-------------|---------------------------------|
| 維持管理・運営費用 計 | 1, 788, 197 | 2, 309, 245 |                                 |
| （参考）年平均     | 119, 213    | 153, 950    | ①÷15<br>※実際の年あたり支払い額は事業年度ごとに異なる |

（指定管理料、SPC 運営費、公債利息、支払利息、租税公課）

## (2) 事業シミュレーションの実施

### 1) VFM 算出結果

上記を踏まえた事業シミュレーションでは、VFM が 11.9% 導出されている。これは、定量面において、従来方式より PFI 方式の方が優れることを意味している。

### 2) E-IRR について

エクイティ IRR (Equity Internal Rate of Return, E-IRR) とは投下する自己資本に対する内部収益率のことを意味し、SPC の出資者 (株主) の立場から投資の可否を判断する指標となる。本事業においては、近年の事例を参考に 5% 以上の E-IRR を確保することを事業成立の前提条件とした。

エクイティ IRR とは、資本金に対して将来生み出される元利金返済後の現金収支が、年利回りに換算してどれくらいになるかを数値化したものであり、資本金が元利返済後の現金収支の現在価値と等しくなるような割引率として表される。

E-IRR を示す割引率  $R$ 、資本金、各年度における返済後の現金収支の間には以下の数式が成り立つ。

$$(\text{資本金}) = \sum \{ (\text{N 年後の元利金返済後の現金収支}) / (1+R)^N \}$$

### (3) 定性評価

財政、民間事業者のノウハウ活用、地元経済への影響等、多面的な視点から定性評価を行った結果は以下のとおり。

| 評価の視点                | 従来方式                                                  | BT0（割賦）方式                                                                           |
|----------------------|-------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 財政の平準化               | ×：起債により、一部の財政負担を平準化することは可能だが、残りの一部は出来高又は竣工払いとする必要がある。 | ○：PFI 法に基づくことで施設整備費の財政負担を平準化することが可能                                                 |
| 施設整備に対する運営企業のノウハウの活用 | ×：個別の業務発注となるため、運営企業のノウハウを施設整備に活用することはできない。            | ○：設計・建設企業と運営企業がチームを組成したうえで、計画を検討するため、設計等に対し運営企業のノウハウを活用することが可能                      |
| 地元企業への発注             | ○：分割発注が可能であるため、特に建設工事において、地元への発注を促進することが容易である。        | △：公募要件の設定により、地元への発注を促進させることは可能だが、事業を主導する企業は、PFI の実績が豊富である在京企業となる可能性が高いため、従来手法よりは劣る。 |
| リスク分担                | ×：PFI 手法と比較すると市が多くのリスクを負担する。                          | ○：工期遅延リスク（供用開始遅延リスク）や、収入変動リスクを民間事業者が負担することとなるため、従来方式より市のリスク負担が少ない。                  |
| 競争環境の確保              | ○：業務ごとに個別に発注を行うため、競争環境の確保は、比較的容易である。                  | △：民間事業者への意向調査等の結果を踏まえると、公募に応募する民間事業者のチーム数は、事業への参加を望む運営企業の数に依存する。                    |
| 市職員の負担               | ○：事務等において、既存のノウハウで対応が可能であるため、市職員の負担は少ない               | ×：施設整備業務及び維持管理運営業務を包括した業務発注である点や、性能発注、民間資金の活用等、既存のノウハウで対応が出来ない事項が多いため、市職員の負担は大きい。   |
| 安定的なサービスの提供          | △：市が主体となってサービスを提供するため、安定的なサービスを提供することが容易でない。          | ○：同一の民間事業者が中長期的に施設を維持管理運営するため、安定的なサービスの提供が可能。                                       |

#### (4) 総合評価

定量評価において、VFM がプラスであることが確認できていることに加え、定性評価においては、地元企業への発注や、競争環境の確保、市職員の負担については、従来方式の方が優れるものの、財政の平準化や、運営企業のノウハウ活用、リスク分担、安定的なサービス提供においては、BTO（割賦）方式の方が優れることが明らかとなっている。また、従来方式の方が優れるとしている、地元企業への発注や競争環境の確保については、次年度以降の検討如何では、従来手法と BTO（割賦）方式が同等程度の評価となる可能性もあり、現時点において、PFI 手法導入を否定する決定的な要因が見受けられないことから、定量、定性両面において優れる BTO（割賦）方式の導入を前提に、以後の検討を進めるべきと考える。

# 6. 事業スケジュールの検討

今後の事業スケジュールを検討し、以下のとおり設定した。

|                        |             | H29 |    |    | H30 |   |   |      |    |   |    |    |    |   |    |   | H31 |    |    |   |   |    |    |      |      |     |     |   |
|------------------------|-------------|-----|----|----|-----|---|---|------|----|---|----|----|----|---|----|---|-----|----|----|---|---|----|----|------|------|-----|-----|---|
|                        |             | 1   | 2  | 3  | 4   | 5 | 6 | 7    | 8  | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2  | 3 | 4   | 5  | 6  | 7 | 8 | 9  | 10 | 11   | 12   | 1   | 2   | 3 |
| 議会                     |             |     |    |    |     |   |   |      |    |   |    |    |    |   |    |   | 予算  |    |    |   |   |    |    |      |      |     |     |   |
| 市県の連携構築                |             |     |    |    |     |   |   |      |    |   |    |    |    |   |    |   |     |    |    |   |   |    |    |      |      |     |     |   |
| アドバイザー業務委託共同実施にかかる覚書締結 |             |     |    | 締結 |     |   |   |      |    |   |    |    |    |   |    |   |     |    |    |   |   |    |    |      |      |     |     |   |
| 市県共同スキーム               |             |     |    |    | 確定  |   |   |      |    |   |    |    |    |   |    |   |     |    |    |   |   |    |    |      |      |     |     |   |
| 基本計画検討・策定              |             |     | 検討 |    |     |   |   | パブコメ | 策定 |   |    |    |    |   |    |   |     |    |    |   |   |    |    |      |      |     |     |   |
| 事業者選定                  |             |     |    |    |     |   |   |      |    |   |    |    |    |   |    |   |     |    |    |   |   |    |    |      |      |     |     |   |
| 実施方針等                  | 実施方針        |     |    |    |     |   |   |      |    |   |    |    | 公表 |   |    |   |     |    |    |   |   |    |    |      |      |     |     |   |
|                        | 要求水準書（案）    |     |    |    |     |   |   |      |    |   |    | 公表 |    |   |    |   |     |    |    |   |   |    |    |      |      |     |     |   |
|                        | 質問・回答       |     |    |    |     |   |   |      |    |   |    | 質問 | 回答 |   |    |   |     |    |    |   |   |    |    |      |      |     |     |   |
|                        | 特定事業選定      |     |    |    |     |   |   |      |    |   |    |    |    |   | 公表 |   |     |    |    |   |   |    |    |      |      |     |     |   |
| 募集要項等                  | 募集要項        |     |    |    |     |   |   |      |    |   |    |    |    |   |    |   | 公表  |    |    |   |   |    |    |      |      |     |     |   |
|                        | 要求水準書       |     |    |    |     |   |   |      |    |   |    |    |    |   |    |   | 公表  |    |    |   |   |    |    |      |      |     |     |   |
|                        | 事業者選定基準     |     |    |    |     |   |   |      |    |   |    |    |    |   |    |   | 公表  |    |    |   |   |    |    |      |      |     |     |   |
|                        | 事業契約案・基本協定案 |     |    |    |     |   |   |      |    |   |    |    |    |   |    |   | 公表  |    |    |   |   |    |    |      |      |     |     |   |
|                        | 質問・回答       |     |    |    |     |   |   |      |    |   |    |    |    |   |    |   | 質問  | 回答 |    |   |   |    |    |      |      |     |     |   |
| 事業者選定                  | 参加資格申請      |     |    |    |     |   |   |      |    |   |    |    |    |   |    |   |     | 締切 | 通知 |   |   |    |    |      |      |     |     |   |
|                        | 競争的対話       |     |    |    |     |   |   |      |    |   |    |    |    |   |    |   |     |    | ①  | ② |   |    |    |      |      |     |     |   |
|                        | 提案募集        |     |    |    |     |   |   |      |    |   |    |    |    |   |    |   |     |    |    |   |   | 締切 |    |      |      |     |     |   |
|                        | 審査          |     |    |    |     |   |   |      |    |   |    |    |    |   |    |   |     |    |    |   |   |    |    | 審査   |      |     |     |   |
|                        | 事業者選定       |     |    |    |     |   |   |      |    |   |    |    |    |   |    |   |     |    |    |   |   |    |    | 選定   |      |     |     |   |
| 契約                     |             |     |    |    |     |   |   |      |    |   |    |    |    |   |    |   |     |    |    |   |   |    |    | 基本協定 | 契約協議 | 仮契約 | 本契約 |   |

## 7. 今後の検討課題の整理

今後の検討課題を以下のとおり整理した。

### (1) 計画地へのアクセス性

計画地のアクセスは、車が主となることが想定されるが、利用者ヒアリングの結果を勘案すると、広域から大規模な集客を想定するイベントに対応できない可能性が高い。利用者ヒアリングにおいては、特に計画地周辺の道路の脆弱性が指摘されており、周辺道路の拡幅等の対応可能性を検討する必要がある。

### (2) 地元企業の参画

PFI 手法を採用した場合、一般的に、地元企業への発注の観点からは従来方式より劣るとされているが、例えば、地元調達率を提案させそれを評価するなど、地元企業への発注促進に資する公募条件を検討する必要がある。

### (3) 競争環境の確保

運営事業者へのヒアリング結果等によると、本事業に参画しうる運営事業者が限定的であることが確認されている。そのため、本事業に応募する民間事業者のチーム（コンソーシアム）数は運営事業者の数に依存する可能性がある。かかる状況に対応するため、現時点において、本事業に関心を示す運営事業者の確実な事業参加を促すとともに、適切なコンソーシアム形成に資する、民間事業者との対話を継続的に実施する必要がある。

### (4) 事業費の適切な負担

1. のとおり、市県の費用負担の考え方を整理したところだが、かかる整理は参考値に過ぎないため、市県それぞれが事業に携わる意義及び関与の在り方等を精査し、市県が更なる協調関係を築く中で、互いに納得できる事業費の負担割合方法検討を継続的にすることが必要となる。

### (5) 市県共同スキーム

急激な高齢化が進み、人口減少下にある我が国において、多くの自治体の財政がより一層厳しさを増すことが想定される。これは、盛岡市及び岩手県においても例外ではなく、公共施設の整備・管理運営においては、更なる合理化が求められる状況下にある。

こういった状況下において、行政組織としての役割が異なる市町村と都道府県が、互いの役割を意識しつつ、1つの目的及びコンセプトのもと、1つの公共施設を合理的に整備し、管理運営することの意義は極めて大きいといえらるとともに、時代の要請に即していると評価できる。

このように、先進性が高く、他の自治体の手本となりうるこの意欲的な取り組みを確実に推進するためにも、盛岡市岩手県が、密にコミュニケーションを取り合い、互いが納得でき、事業の目的及びコンセプトの実現に資する、市県の共同事業のスキームを構築する必要がある。